

MANUAL

For International Students

2026.4 – 2027.3



留学生の手引き

福岡工業大学

Fukuoka Institute of Technology

まえがき

本冊子は、本学に在籍する留学生を入学から卒業までサポートする目的で、日本での生活に必要な情報をまとめたガイドブックです。本冊子を活用して必要な情報を入手し、快適な留学生活を送ってください。

ふくおかこうぎょうだいがく ざいせき りゅうがくせい そうだんまどぐち
福岡工業大学に在籍する留学生の相談窓口

がくせいぶがくせいか
学生部学生課

(E棟2階 学生サポートセンター内)

〒811-0295

福岡市東区和白東3丁目30-1

TEL: 092-606-0654 (直通)

FAX: 092-606-7264

Email: gakusei@fit.ac.jp

◇ **ざいがくちゅう おも じ お たんとうまどぐち** 在学中の主な事務担当窓口 ◇

とりあつかいないよう 取扱内容	まどぐち れんらくさき 窓口・連絡先	ば しょ 場 所
がくせいしかつ しょうがくきん じゅぎょうりょうげんめん かつどう りょうかんけい ざいりゅうかんけい ざいせきかんり 学生生活、奨学金、授業料減免、サークル活動、寮関係、在留関係、在籍管理、 おと もの 落し物	がくせいか 学生課 (TEL:092-606-0654)	とう E棟2F がくせい 学生サポートセンター
じゅぎょう じかんわり たんい りしゅう しけん せいせき がくせき たいがく きゅうがく ふくがく 授業、時間割、単位・履修・試験・成績、学籍 (退学・休学・復学)	きょうむか 教務課 (TEL:092-606-0647)	
しゅうしょくしえん そうだん 就職支援・相談、インターンシップ、キャリア、就職相談	しゅうしょくか 就職課 (TEL:092-606-0672)	
だいがくいん かん 大学院に関すること	だいがくいん じむ しつ 大学院事務室 (TEL:092-606-6996)	
こくさいこうりゅう かん 国際交流に関すること	こくさいれんけいしつ 国際連携室 (TEL:092-606-8070)	とう α棟1F
がくせいしょうさいほっこうおと もの がくない りょう かん myFIT、学生証再発行、落し物、PC、学内ネットワークの利用に関すること	じょうほきかく か 情報企画課 (TEL:092-606-0692)	とう B棟2F
けんこうしんだん けんこうそうだん 健康診断、健康相談	ほけんしつ 保健室 (TEL:092-606-7293)	とう ちか B棟地下1F
がくのうきん りょうひ 学納金、寮費	けいりか 経理課 (TEL:092-606-0619)	ほんぶとう 本部棟2F
ほん か だ 本の貸し出し	としょかん 図書館 (TEL:092-606-0691)	ほんぶとう 本部棟3F

目次

1 入学・来日後に必要な手続き

- 1-1 住居地の届出（市民課で）・・・04
- 1-2 国民健康保険（保険年金課で）・・・05
- 1-3 日本の年金制度について・・・07
- 1-4 学生教育研究災害傷害保険制度・・・09
- 1-5 外国人留学生向け学研災付帯学生保険・・・09

2 大学に関すること

- 2-1 myFIT メール・掲示板による連絡・・・10
- 2-2 在籍管理体制・書類提出・・・10
- 2-3 証明書発行・・・13

3 修学に関すること

- 3-1 クラス担任・・・14
- 3-2 単位・進級条件について・・・14
- 3-3 欠席について・・・14
- 3-4 休学（復学）・退学の届出・・・14
- 3-5 チューター制度・・・15
- 3-6 FIT-in サポート制度・・・15
- 3-7 その他（オフィスタワー）・・・15

4 生活に関すること

- 4-1 宿舍（大学寮）・・・16
- 4-2 アパート・下宿の紹介・・・16
- 4-3 アルバイト・・・16
- 4-4 一時出国等による「渡航届」の提出・・・16
- 4-5 自転車・バイクの登録・・・17
- 4-6 留学生談話室・・・17
- 4-7 保健室・学生相談室・・・17

5 学費・授業料・奨学金に関すること

- 5-1 学費・・・18
- 5-2 授業料減免制度・・・19
- 5-3 奨学金・・・20

6 入国管理局での手続き

- 6-1 在留資格の更新・・・21
- 6-2 一時帰国及び再入国・・・21
- 6-3 資格外活動の許可・・・22
- 6-4 留学生（中長期在留者）による届出・・・23

7 交通安全について

- 7-1 自転車・・・25
- 7-2 バイク・自動車・・・25
- 7-3 身の安全、危機発生時にあたって・・・25

8 卒業時について

- 8-1 卒業前にしておくこと・・・28
- 8-2 卒業後の在留関係の手続き・・・29

9 留学生行事年間スケジュール・・・31

10 就職関係について・・・32

11 日本語能力試験（JLPT）のご案内 ・・・34

1 入学後・来日後に必要な手続き

【重要】入学後にすぐに行うこと

4月中に在留期限（「留学」ビザ）が切れる方は、入学後にすぐ学生課で更新の手続きを行ってください。

1-1 住居地の届出（市民課で）

◇新しく日本へ入国した方

入国後、住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村窓口にて、届出をしてください。

必要書類	備考
住民異動届	区・市役所（市民課）にあります
・在留カードまたは在留カードコピー ・パスポート（原本）	入国時に在留カードが発行されず、パスポートに「在留カード後日交付」と記載のある方は、パスポートを必ず持参してください。

◇日本滞在中に住所の変更がある場合

引っ越しをする場合は、新住所に引っ越した日から14日以内に、住所異動の手続きを行ってください。届出の際、本人確認を行いますので、本人であることを証明できる書類（運転免許証やパスポートなど）を持参してください。

- ・ [福岡市 転入届（他の市区町村、国外から福岡市へ引っ越した時に行う届出）](http://fukuoka.lg.jp) (fukuoka.lg.jp)

（転入届 QR コード→）



- ・ [福岡市 転出届（福岡市から他の市区町村、国外へ住所を移す時に行う届出）](http://fukuoka.lg.jp) (fukuoka.lg.jp)

（転出届 QR コード→）



- ・ [福岡市 転居届（区内で移動した時）](http://fukuoka.lg.jp) (fukuoka.lg.jp)

（転居届 QR コード→）



必要書類	備考
住民異動届・（転入・転出）届	・ 区、市役所（市民課）にあります
・ 在留カードまたは在留カードコピー ・ 本人確認書類（パスポート、健康保険証、マイナンバーカードなど）	入国時に在留カードが発行されず、パスポートに「在留カード後日交付」と記載された方は、パスポートを必ず持参してください。

◇マイナンバー（個人番号）通知書及びマイナンバーカード交付申請

日本に、はじめて入国し住民登録した場合は、マイナンバー（個人番号）が付番されます。住民異動届の手続き後、「個人番号通知書」は概ね1か月程度で住居地に送付されます。必ず受け取って大切に保管してください。

マイナンバーカードの申請も可能です。「個人番号カード交付申請書※1」は「個人番号通知書」と一緒に住所へ送付されます。申請方法（郵送申請・PC申請・スマホ申請）が三つあります、詳細については下記のリンク先をアクセスし、各自で確認してください。分からなかったら、学生課へきてください。※1：郵送申請の場合だけ、「個人番号カード交付申請書」が利用できます。

< 参照 >

（総務省 HP）

[総務省 | マイナンバー制度とマイナンバーカード | マイナンバーカードの申請・交付の流れ \(soumu.go.jp\)](https://www.soumu.go.jp)

（QRコード→）



（福岡市 HP） [福岡市 マイナンバーカード（個人番号カード）の申請 \(fukuoka.lg.jp\)](https://www.fukuoka.lg.jp)

（QRコード→）



◇引っ越しに関する手続き及び郵便局への住所の届出について


（参考）福岡市ホームページの紹介 → →

（QRコード→）

[福岡市 引越し \(fukuoka.lg.jp\)](https://www.fukuoka.lg.jp)



※住所変更後に、郵便物が届けるように必ず郵便局にて新住所の届出をしてください。

（参考）  [転居・転送サービス - 日本郵便 \(japanpost.jp\)](https://www.japanpost.jp)

（QRコード→）



1-2 国民健康保険（保険年金課で）について

① 国民健康保険の加入について

3カ月を超えて、日本に滞在する留学生は、国民健康保険に加入しなければなりません。保険に加入すると、医療費の負担が本来の額の3割で済みます。加入手続き後、保険証は住所へ発送されます。※保険証が届くように郵便局へ居住の届出もお願いします。

必要書類	備考
・国民健康保険被保険者異動届 ・国民健康保険所得報告書	区・市役所(保険年金課)にあります。
パスポート（原本）	窓口提示

また、1か月の医療費が一定額を超えた場合に療養費が支給される制度（高額療養費支給制度）もあります。高額な療養費がかかりそうな場合は、前もって「限度額適用認定書」を申請すれば、高額の医療費を窓口で支払わずに済みます。条件の詳細は福岡市の国民健康保険課で確認してください。（参考）[福岡市 医療費が高額になったときの、国民健康保険の高額療養費の手続き方法および医療費の自己負担限度額について \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

QRコード→



② 国民健康保険の脱退、保険証、保険料について

居住する市・区の役所の国民健康保険課で行います。転入手続きと同時に在留カードと学生証を提示し、学生であることを伝えてください。加入が遅れても、転入日からの分の支払い義務がありますので、ご注意ください。

帰国の際は、必ず転出届と共に脱退手続きを行い精算してください。未払い分を残して帰国すると、次に日本に居住した際に請求されるので注意が必要です。

（参考）福岡市 HP [福岡市 国民健康保険制度 | メインページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

(QRコード→)



③ 在留期間更新と保険証について

在留期間更新手続きを行うと、新しい在留カードの許可日から保険証も更新となりますので、ビザ更新許可後に新しい保険証は住所に郵送されます。ただし、在留期間更新手続き中に在留期限が切れると共に、旧保険証の有効期限も切れるため、新しい在留カードを受け取るまでに病院で受診した場合、医療費は全額自己負担になります。新しい保険証を受け取ったあとに払い戻しができません。詳細については、区・市役所の年金保険課に尋ねてください。

1-3 日本の年金制度について

日本の年金制度は、日本人、外国人に関係なく、どちらも適用されます。主に外国人に関係してくるのは2つで、国民年金と厚生年金です。

◇ 国民年金について

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての人が加入する年金です。外国人の場合、学生が国民年金の加入者となることが多いです。国民年金に加入すると、年金加入者が老齢・障害・死亡の保険事故に該当したときには、年金が支給されるという3つのメリットがあります。

- ①受給資格期間を満たした後、65歳になれば基礎年金を受け取ることができ、老後の生活を保障してくれます（老齢給付）。
- ②ケガや交通事故等で障害が残った場合には、障害年金が支給されます（障害給付）。
- ③加入者が死亡した場合は、その遺族である妻または子に支給されます（遺族給付）。

◇ 厚生年金について

サラリーマンなど会社勤めの人が入社している年金です。厚生年金は、国民年金を内包する追加の年金と言えます。厚生年金の保険料には、国民年金保険料が含まれているので金額は国民年金より少し増えます。

ただし、厚生年金保険料は、会社と本人が半分ずつ負担しますので、その分個人の負担は少ないかもしれません。

(参考) [外国人のみなさま／International | 日本年金機構 \(nenkin.go.jp\)](https://www.nenkin.go.jp/)

(QRコード→)



◇ 国民年金の加入手続きについて

今後日本で就職をする留学生は、就職先の企業で厚生年金の加入が義務付けられ、国民年金から厚生年金への切り替えが必要になります。その際に就職先の企業から基礎年金番号通知書または（国民年金の）年金手帳の提出を求められる場合がありますので、国民年金の加入手続きを行ってください。

■20歳になった後に入国した人

住民登録手続きをしたあとに、住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所にて各自で加入手続きをしてください。

■20歳になる前に入国した人

20歳になってから、概ね3週間で「国民年金加入のお知らせ」等の書類が届きます。住民登録を

している市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口最寄りの年金事務所にて各自で加入手続きをしてください。

※「基礎年金番号通知書」は、別途送付されます。届いたら大切に保管してください。

◇保険料の支払いが困難なとき

学生で保険料を納めることが経済的に難しい方は、在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があり、毎年度申請が必要となります。

(参考) [国民年金保険料の学生納付特例制度 | 日本年金機構 \(nenkin.go.jp\)](http://nenkin.go.jp)

(QRコード→)



◇学生納付特例制度の申請について

(1) 対象者

大学、大学院、短期大学に在学する正規留学生で、申請年度の前年所得が一定額（所得の目安は128万円）以下の方。**【※重要】** 毎年の申請が必要で、4/1以降にハガキが届いたら返送してください。

※科目等履修生や研究生などの非正規生は学生納付特例の対象外となります。

(2) 必要書類

- 国民年金保険料学生納付特例申請書（A4版申請用紙）【提出用】
（日本年金機構のホームページからダウンロードできます）
リンク先：gakutoku.pdf
- 基礎年金番号通知書または年金手帳
- 在学期間の確認できる学生証の両面コピーまたは在学証明書（原本）

※上記『20歳になる前に入国した人』の場合、

「a.」の書類は「国民年金加入のお知らせ」と一緒に届きます。記入のうえ、返信用封筒にて送付してください。「b.」の提出書類は、必要ない場合があります。

(3) 申請先

- ・住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口。
- ・最寄りの年金事務所（郵送可）

(参考) 日本年金機構/福岡の各年金事務所 [ホームページ](http://nenkin.go.jp)

[福岡 | 日本年金機構 \(nenkin.go.jp\)](http://nenkin.go.jp)

(QRコード→)



1-4 学生教育研究災害傷害保険制度（略称：学研災）について

入学時に、全学生（研究生・科目等履修生は対象外）を対象とした学生教育研究災害傷害保険（既に支払い済）に加入しています。正課中や課外活動中、学校行事や通学中の災害・事故を補償します。詳細は本学 HP もしくは以下 QR コードを確認してください。

・ 本学 HP [→](#) [MENU](#) [→](#) [学生生活](#) [→](#) [学生支援](#) [→](#) [各種保険](#)

URL : <https://www.fit.ac.jp/gakusei/seikatsu/>
[各種保険](#) | [学生支援](#) | [学生生活](#) | [福岡工業大学 \(fit.ac.jp\)](#)

・ (東京海上日動) LINE アカウント登録 QR コード :



1-5 「外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険」について

外国人留学生（インバウンド留学生）のための保険制度、略称：インバウンド付帯学総と言うもので、より安心して日本での留学生活を送れるように、加入しやすい**任意**保険制度です。正課・学校行事・キャンパス内・課外活動・通学などにおける傷害事故の補償に加え、病気や救援者費用、治療費用、賠償責任などの補償を充実させた保険制度です。詳細については「[外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（多言語 PDF）](#)」を確認してください。

<特徴>

- ① 留学期間に合わせた保険期間（月単位）で加入可能。
- ② 学研災の補修に加え、ニーズの高い「治療費用」、「救援者費用」など、必要な補償の選択制により低廉な保険料
- ③ 賠償責任保険には、示談交渉サービスを付帯
- ④ 地震・噴火・津波によるケガも補償
- ⑤ メール（英語）での各種照会・事故連絡を受付
- ⑥ 多言語（英・中・韓・ベトナム）のパンフレットがあり、理解しやすい説明。

※任意制度であるため、個人で手続きを行って下さい。

※不明等ありましたら、学生課に相談してください。

2 大学に関すること

2-1 myFIT メール・掲示板による連絡

本学では、大学からみなさんへの連絡（お知らせ）は、myFIT や掲示板で行います。掲示や myFIT メールを見なかったことによって、不利益となることがありますので、十分に注意してください。登校したら、必ず各掲示板と学内メールを見るようにしてください。

◇myFIT メール **←登校の際に、必ず毎日確認！！**

入学時に配布した ID と PW でログイン。

◇myFIT の掲示板 **←登校の際に、必ず毎日確認！！**

各担当部署（事務局）より、奨学金、修学関係等いろいろな情報が得られます。

◇留学生掲示板

B棟地下1階 留学生談話室の前

◇所属部署・各学科/研究科の掲示板

各学部棟の掲示板

◇緊急時に電話連絡

呼び出しや緊急時に個別に電話連絡をします。大学から携帯電話に着信があった時は、折り返し連絡してください。**学生課の電話番号（092-606-0654）を登録してください。**

※電話をする時は、学籍番号と名前を言ってください。

2-2 在籍管理と提出書類について

留学生のみなさんの支援を適切に行うために、大学は皆さんに関わる内容（修学・生活・健康面）、状況などを正確に把握する必要があります。そのために毎年度新学期の時に全員に提出書類（別表参照）をお願いしています。また、提出された書類に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を学生課に知らせてください。

◇ 在籍管理について

①入学時・新学期の時、または変更が生じた時など

- 定めた提出書類（別表参照）P12 の提出

②在籍報告は、毎月 Forms にて報告

- 毎月末に全対象者に myFIT にて周知します。
- 毎月 1 回実施し、全員の回答が必要です。

③全員面談（年 1～2 回）及び多欠席の方への面談、学生の呼び出し等

本学では年に 1～2 回程度で面談を行うことにしています。学生生活を有意義に過ごせるように、授業・学生生活についてなど、学生の皆さんと情報交換をしたいと思っています。

また、アルバイトなどで授業が休みがちになるなど、欠席状況についても指導していきたいと思っていますので、授業を 2 回連続欠席した学生は面談の対象とします。

重ねて、毎月、Forms で皆さんの状況確認を行い、皆さんの回答に基づき必要に応じて適切な学生支援やサポートのため、早い段階で問題を解決できるようにしたいと思います。

※その時の状況により、対面ではなく電話や Teams チャットにて行う場合もあります。

④学内実施の「健康診断」への受診

- 毎年の 2 月頃と 4 月頃に実施します。
- 正規生全員の受診の徹底

⑤アルバイトをする場合、予め「資格外活動許可」の申請

- アルバイトをする前に、学生課へ相談してください。
- 申請の手続き、働く時間の制限等は P22 「6-3 資格外活動許可」を確認してください。

⑥卒業にあたって、卒業生は大学を離れる前にしておくこと

- 「留学生卒業後の進路調査票」の提出（学生課）
- 在留関係「(離脱)様式 1-2」或いは「(離脱・移籍)様式 1-6」の提出（学外・入管）
◇詳細は P29 「8-2 卒業後の在留関係の手続き」を確認してください。
- 寮生の場合は「退寮願」の提出（学生課）→→ P16 「4-1 宿舎（大学寮）」を確認してください。
- 進路で「帰国」を選択する方は、帰国の日程と航空券等のチケットの提出（学生課）
- アパート、光熱水（水道・電気・ガス）、住所の転出届、保険証、銀行口座、携帯電話、クレジットカード等の解約（外部）

【別表】 提出する書類

提出時期	提出書類
毎年4月 留学生オリエンテーション時に周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入生調書（所定用紙） ・ 授業料減免申請書（所定用紙） ・ 住民票 ・ パスポート ・ 在留カード ・ 資格外活動許可シール（申請済の方） ・ 国民健康保険証 ・ 住宅入居契約書（寮生を除く） ・ アルバイト状況報告書（所定用紙） ・ その他
随時 在留資格の変更、更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新在留カード ・ パスポート ・ 新国民健康保険証
随時 転居（引っ越し）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新住宅入居契約書 ・ 在留カード ・ 国民健康保険証（変更があった場合）
アルバイト先の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルバイト状況報告書
日本国内、海外への渡航 (旅行、母国への帰省)	「渡航届」（所定用紙）

※提出された書類は厳重に保護・管理します。

◇学籍情報の変更手続き（下記①から②へ）

	①学内	②（学外）市・区役所など
携帯電話の番号や住所が変更になった場合	<p>必ずmyFIT(WEB情報ポータルサイトの学籍情報変更申請)にて「学生住所」と「学生保護者住所」2箇所<small>に</small>新しい情報を入力し、変更申請を行ってください。 住所変更申請の場合、郵便番号から建物名まで正確に入力してください。</p>	<p>【住所変更のみ】 転居してから14日以内に、市・区役所の市民課窓口にて手続きを行ってください。 ※郵便局へ新住所の届出もしてください。 持参物： ◇<u>在留カード、国民健康保険証</u> など</p>
氏名を変更した場合	<p>上記のようにmyFIT情報変更入力後に、公的証明書(住民票原本等)を学生課へ提出する必要があります。</p>	<p>【氏名変更の場合】 ※「福岡入国管理局」にて在留カード再交付の発行手続きをし、発行後に、上記のように市民課窓口へ行ってください。 持参物： ◇新在留カード、国民健康保険証 など</p>

※変更申請の際に、「理由」も必ず入力してください。

2-3 証明書発行

下記の証明書類が必要な場合、学内設置の「証明書自動発行機」で発行可能です。

証明書類	発行の方法、場所など
(正規生のみ)	
・在学証明書 (和文・英文) ¥200 ・学業成績証明書 (和文) ¥200 ・学業成績・卒業見込証明書 (和文) ¥200 ・卒業見込み証明書 (和文) ¥200 ・学割証 (無料) ・健康診断書 ¥200 ・仮学生証 ¥200 ・学生証再発行申込書 ¥500	学生証を持参し、学内の証明書自動発行機で自分で発行。 (発行の際に、myFITのIDとPWが必要、手数料の準備も必要) 自動発行機設置場所： ◇学生サポートセンター内 (E棟 2F) ◇情報基盤センター前 (B棟 2F)

この他、証明書によっては、全国のコンビニエンスストア(セブン・イレブン、ファミリーマート、ローソン)の各店舗内に設置されているマルチコピー機を利用して発行できます。(資格関連の証明書など対応できない証明書もあります)また、証明書を印刷せずに、企業などへ証明書の電子データのダウンロードリンクを送信して証明書を提出することもできます。

詳細は大学ホームページでご確認ください。

※上記以外の証明書類、または科目等履修生・研究生など非正規生の場合は、各担当部署の窓口にて発行申請をしてください。

(参考) 本学のホームページ

[証明書発行 | 証明書発行について | 学生生活 | 福岡工業大学 \(fit.ac.jp\)](#)

(QRコード→)



◇通学定期券

【JR 電車、西鉄バス、地下鉄等交通機関を利用する方】

各定期券の申込書は学生課前の白い棚に入っていますので、必要事項をボールペンで記入し、**学生証**とともに窓口へ提示してください。(必ず「**学生証**」を持参)

3 修学に関すること

☆授業の時間割（大学・短大）

1時限目	9：00～10：30
2時限目	10：40～12：10
昼休み	12：10～13：00
3時限目	13：00～14：30
4時限目	14：40～16：10
5時限目	16：20～17：50

3-1 クラス担任

学習上の問題、進学の問題、その他一身上の問題について指導・助言を行うために、クラス担任制度が設けられています。悩みや疑問があれば遠慮なく相談してください。

なお、社会環境学部においては、ゼミナール担当者が担任になります。

3-2 単位・進級条件について

年度によって単位・進級条件が異なるので、入学時に配布された学生便覧を参照してください。コースにより進級条件が異なる場合があります。

詳細は教務課窓口にてお問い合わせください。※大学院生は大学院事務室へ

【注意】「学生便覧」は卒業まで使うので大切に保管してください。

3-3 欠席について

やむを得ない理由で授業を欠席する場合、学生課に用意してある「欠席理由届書」に記入し、授業の担当教員に提出してください。但し、クラブ関係、就職関係、教務関係で欠席する場合、各担当課の確認印が必要となります。病気で欠席した場合は医療機関からの診断書または領収書を添付して担当教員に提出してください。

3-4 休学（復学）・退学の届出

休学・退学を希望する時は、学生課・教務課へ相談し手続きを行ってください。

【注意】入管法により、休学中にアルバイトを行うことはできません。また、大きな病気の理由以外は、休学期間中は帰国しなければなりません。

3-5 チューター制度

チューターとは、留学生が日本での大学生活を順調に送るための手助けを行う本学の学生のことです。勉学や日常の生活についてアドバイスをし、日本に来て間もない留学生にとって、チューターは色々なことを相談できる良き先輩、良き友人ともなり得る存在です。チューターと仲良くなり、学習成果の向上を図り、日本人学生との交流をしてください。チューター制度は、学部1年生のみで、入学後1年間です。チューター制度については、学生課留学生担当窓口までお問い合わせください。

3-6 FIT-in サポート制度

専門基礎科目を中心とする先輩による学部生の学習相談のサポート制度です。学習面、特に専門基礎科目について内容の理解や一人で解決できない問題等を教えてもらえます。基礎科目以外でもレポートの書き方等を尋ねることも可能です。詳細は学習支援センターにお問い合わせください。【場所：E棟3階 Cultivation Site】

3-7 その他（オフィスアワー）

ほかに、修学面に授業の内容や勉強に困った場合、各教員が定めた時間に研究室で待機して、授業内容のわからないことや質問に応じるなど、自学自修を支援するためにオフィスアワーを設けています。自ら研究室を訪ね、ぜひ活用してください。

なお、非常勤講師の場合は、授業の前後にC棟2F非常勤講師室、B棟4F短大非常勤講師室を訪ねてください。

各教員のオフィスアワー確認方法：

「myFIT」にログイン→「myFIT・個人情報」→「オフィスアワー」をクリックし、「所属学科」をクリックしたら各教員の時間が確認できます。

【重要】

学習困難や勉強に困ったことがあった場合、一人で悩まず友達や知人に、又は担当部署や学科の教員に相談してください。

4 生活に関すること

4-1 宿舎（大学寮）

本学には男子寮「坦心寮」（日本人学生）、「国際交流会館」（協定校の留学生）と女子寮「コスモス寮」の3つがあります。

◇退寮時に注意事項

原則、学期（前期或いは後期）途中の退寮は認められません。
特別な事情に限り退寮をする場合は、早めに寮監または学生課へ相談し、許可が必要です。退寮日の1か月前に「退寮」手続きをしてください。原則、納入された寮費の払い戻しはしませんので、ご了承ください。※「退寮願」は寮監に貰ってから学生課へ提出してください。

退寮日：【春季】3月20日

【秋季】秋の卒業/修了式の日（9月の第3週）

4-2 アパート・下宿の紹介

本学近隣地域のアパートや下宿の紹介に関しては、本学指定（株）アドバンス（B棟1F セブンイレブンの横）が行います。

【お問い合わせ先】

（株）アドバンス（B棟1F セブンイレブンの横）

[TEL:092-605-6620](tel:092-605-6620) FAX:092-605-6621

4-3 アルバイト

「資格外活動許可」の書類発行は、原則、入学してから3ヶ月間の修学態度や出席状況によって判断されます。欠席率が30%以上の者に対しては資格外活動の許可は一旦保留となります。

アルバイトの制限は「6-3 資格外活動の許可」を参考にしてください。

4-4 一時出国等による「渡航届」の提出

長期休暇中などに日本を離れる際は、必ず学生課に「渡航届」（用紙は学生課にあります）を提出してください。通常講義期間中は、成績に影響が出てきますので、必ず事前に届け出て指示を受けてください。

「渡航届」は本学のホームページ、下記URLからダウンロードできます。

[tokoutodoke.pdf \(fit.ac.jp\)](http://tokoutodoke.pdf(fit.ac.jp)) → → (QRコード→)



4-5 自転車・バイクの申請について

2022年度より、自転車・バイク通学における本学駐輪場の利用は、許可制となります。自転車・バイクによる通学を希望する学生は、下記のURLからweb申請を必ず行ってください。申請をしてから、10日後に駐輪許可証（ステッカー）を、学生課に取りに来て、使用する自転車・バイクの後方部に貼って下さい。

駐輪場利用申請（「キャンパスルールの5.通学」をご覧ください。）

[キャンパスルール](#) | [学生支援](#) | [学生生活](#) | [福岡工業大学 \(fit.ac.jp\)](#)

(QRコード→)



自転車保険の加入は義務となっていますので、自転車を使う際は必ず保険加入してください。保険加入の方法は、コンビニやインターネットでも加入可能です。

※保険加入していない場合、絶対、自転車に乗ってはいけません。

※福岡県では自転車に乗る時にヘルメットの着用が努力義務となりました。

※令和8年4月1日から、自転車の一定の交通違反に**交通反則通告制度（青切符）**が導入され、違反行為をした場合、反則金を科せられます。

◇詳細はP25, 26, 27「7 交通安全のルールについて」を確認してください。

4-6 留学生談話室

B棟地下1階に留学生談話室を設けています。

日本語レッスンや一人で勉強したいとき、または留学生同士の語らいの場として活用されています。鍵は学生課が管理しておりますので、利用する際は学生課まで取りにきてください。

4-7 保健室・学生相談室

B棟地下1階に留学生談話室の正面に、「保健室」があります。体調不良やちょっと休養したい時、軽度の怪我をした時など応急処置が可能です。健康面に不安がある場合、相談することもできます。

また、保健室の並びに「学生相談室（カウンセリング）」もあります。大学生活、人間関係等でさまざまな悩みについて、心理カウンセラーがサポートしてくれます。

相談はなくても、フリースペースを利用したい、休み時間などに一息つきたいときに、気軽に利用することができます。

5 学費・授業料・奨学金に関すること

5-1 学費

◇内訳（2026年度生）

学納金は原則として、「入学した年度と同額」を毎年納入します。

(単位：円)

	正 規 学 生					研究生（在学期間1年）		
	学 部		大学院		短 大	学 部		大学院 (共通)
	工・情	社会環境	工 学	社会環境		工・情	社会環境	
授業料	980,000	764,000	812,000	630,000	670,000	入学金	入学金	入学金
施設設備費	270,000	170,000	—	—	160,000	50,000	50,000	18,000
実験実習費	90,000	—	—	—	100,000	授業料	授業料	授業料
図書費	10,000	10,000	—	—	5,000	310,000	240,000	120,000
学生厚生費	20,000	20,000	—	—	15,000	[合計]	[合計]	[合計]
合計	1,370,000	964,000	812,000	630,000	950,000	360,000	290,000	138,000

※上記内訳は、次ページに記載している「2 授業料減免制度」適用前の金額です。

◇納入方法

毎年3月・8月に本人へ納入案内文書を送付します。日本の銀行口座をお持ちの方は、登録していただくと口座振替（引落し）による納入ができます。口座がない場合は、経理課窓口での現金納入が可能です。（平日9～17時／納入案内文書を持参）

学期区分	期 間	納入期日（口座振替日）
前期（春期）	4月1日～9月30日	学部/大学院/短大 共通：2026年4月20日(月)
後期（秋期）	10月1日～3月31日	学部/大学院：2026年9月30日(水) 短大：2026年9月24日(木)

※表中の納入期限は正規学生を対象としています。研究生は年額一括となり、期限は別途指定します。

※協定校留学生と一般留学生とでは減免方法が異なりますのでご注意ください。詳細は留学生オリエンテーションにて説明します。

※口座振替（引落し）のための登録については大学ホームページにてお知らせします。

5-2 授業料減免制度

福岡工業大学及び福岡工業大学短期大学部に在学する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優秀で、経済的な理由により修学が特に困難と認められる者に対して授業料減免の措置を行います。

◇減免対象者

- ①交流協定締結校から学部及び大学院へ入学する私費外国人留学生。（協定校留学生）
- ②福岡工業大学の大学院に正規生として在籍する私費外国人留学生。（一般留学生）
- ③福岡工業大学の学部（※）及び福岡工業大学短期大学部に正規生として在籍する私費外国人留学生。（一般留学生）

※協定校以外の大学学部生は2年生から適用。

【補 足】

「私費外国人留学生」とは、5月1日現在で出入国管理及び難民認定法別表第一の四に定める「留学」の在留資格を保有している者、又は過去6か月の間に「留学」の在留資格を保有していた者で、5月1日現在で「留学」の在留期間更新手続きを行っており、その後、更新が認められた者。

◇減免条件

- ・本国からの仕送り額が、年間108万円（月額9万円）以下の者（学納金などを除く）
- ・前年度の成績評価係数(GPA)と出席率がある一定水準に達していること（詳細は別途説明）
- ・日本語能力要件 CEFR B2レベル以上（詳細は別途説明）

◇減免額及び期間

原則として授業料の半額を免除する、期間は1年。

継続については各年度ごとに申請し、学内の規程に基づいて審査し、決定する。

◇申請時期及び手続き

毎年4月の全体留学生オリエンテーションで配布します。申請者は「留学生情報カード&減免申請書」を記入したうえ、他の必要書類（不備がない状態）と一緒に指定した期日までに学生課へ提出してください。その後、学生委員会にて審査され、本人に通知します。

※申請書に記入した内容、特に経済面について、経済的な理由が適正であるかどうか或いは減免の必要性の有無等、担当者とヒアリングをします。

※申請者の成績・出席率等修学状況により、選考委員会で認められない場合もあります。

5-3 奨学金

◇文部科学省外国人留学生学習奨励費

文部科学省が実施している日本国内の大学に在籍する私費外国人留学生対象の給付型奨学金です。〔成績および語学能力(日本語 or 英語)、経済状況等により選考〕

対象者	条件	採用人数	金額	募集時期
「留学」ビザを持つ学業・人物ともに優れ、留学生活の継続に経済的な援助が必要な私費外国人留学生	7. 前年度の成績評価係数(GPA)は2.30以上 1. 語学能力 ・日本語能力 or 英語能力 CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)B2レベル以上 7. その他 ・海外送金平均月額9万円(生活費のみ)以下等	—	48,000円/月	4月 (追加採用は9月)

◇地方自治体・民間団体奨学金

学外の財団法人より奨学金の募集があった場合は、該当者にお知らせ致します。

奨学金名	採用人数	給付/貸与	金額	募集時期
福岡市国際財団奨学金	1~2名	給付	600,000円/年	4月
留学生民間大使育英奨学金	1名	給付	500,000円/年	4月
福岡アジア留学生里親奨学金	若干	給付	20,000円/月	4月
就業体験付き奨学金	1~2名	給付	60,000円/月	4月
椎木正和記念アジア留学生奨学基金	1名	給付	50,000円/月	4月
ロータリー米山記念奨学金	2名	給付	140,000円/月	10月
平和中島財団(博士課程)	1名	給付	150,000円/月	10月
隈科学技術・文化振興会奨学金	数名	給付	10,000円または20,000円/月	5月

詳細は、学生課までお問い合わせください。

奨学金に関する問合せ先：学生課 (E棟2階)

6 入国管理局での手続き

6-1 在留資格の更新

◇申請期間

在留期間の満了する日以前（おおむね3ヶ月前）から更新手続きが必要で、手続きは学生課で行います。新しい在留カードが交付されましたら、必ず学生課に※**①パスポート**と**②新在留カード**と**③新国民健康保険証**を持って報告に来てください。

【手続きの流れ】

①学生課へ（申請書作成）→ ②自分で福岡入国管理局へ提出（必要書類を持参）→ ③審査結果を待つ → ④ハガキ（通知）が届く → ⑤自分で入国管理局へ受取り（ハガキと必要書類）→ ⑥学生課へ提出（上記の3点**①**、**②**、**③**）

◇必要書類	
①在留期間更新許可申請書（全5頁） ※申請書は法務省HP or 学生課から入手可	⑤在学証明書 ⑥成績証明書
②写真1枚（3cm×4cm） ※直近3ヵ月以内のもの	⑦在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 （預金通帳など）
③パスポート（入国管理局で提示）	⑧更新手続き 窓口6000円（収入印紙） ※受取時に必要
④在留カード（入国管理局で提示）	

※他の在留資格を持ち、「留学」ビザへ変更申請したい場合、学生課へお問い合わせください。

6-2 一時帰国及び再入国

2012年7月9日に開始した新しい在留管理制度の導入に伴い、「みなし再入国許可」の制度が導入されました。有効なパスポートおよび在留カードを所持する外国人の方が出国する際、出国後1年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。また、みなし再入国許可による再出入国時の手数料は不要です。

本制度での出国を希望する場合は、出国時に配布される「再入国出国記録(再入国用EDカード)」の「みなし再入国許可の意思表示欄」にチェックすることで、再入国ができます。

【注 意】

みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。また、出国後1年以内に再入国しないと、在留資格が失われますのでご注意ください。

もし1年の期間を超えて出国する場合、これまでどおり再入国許可を受けて出国する必要があります。その際の手数料は、これまで同様、^{窓口}4,000円（1回限り）が必要です。また、再入国許可の有効期限は、上限が「3年」から「5年」に延長されます。

※学内の手続き→出国前に「渡航届」の提出が必要。

6-3 資格外活動の許可

留学生として、「留学」の在留資格で日本に滞在中の活動の目的は「**勉学**」であるため、原則として就労することが認められていません。

アルバイトをするためには、入国管理局にて**資格外活動の許可申請**を行う必要があります。下記の必要書類を揃えて、福岡入国管理局で手続きを行ってください。

◇必要書類
①資格外活動許可申請書 ※申請書は法務省HP or 学生課から入手可
②パスポート（入国管理局で提示）
③在留カード（入国管理局で提示）

【※資格外活動許可を取得した後は↓↓】
パスポートと在留カードを持って
学生課へ報告に来てください。

【注意】

休学した場合、大学での勉強や研究活動を行っていないため、「留学」の在留資格を満たさないとみなされます。そのため、休学中は資格外活動許可を取得していても、アルバイトを行うことは認められていません。

◇アルバイトの条件、注意事項

下記の条件を満たさないアルバイトは許可されません。アルバイトを探す場合は、必ずこのルールを守って探してください。

• 1週間に付き28時間以内

【長期休業（春季・夏季・冬季）期間中は、1日につき8時間、週40時間以内】

※制限時間を超えてアルバイトを行った場合、本国への送還・罰金・懲役などの処分を受けることがあります。絶対にルールを守るようにしてください。

• 風俗関連のアルバイトは禁止

※風俗営業や風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトとは、スナック、ナイトクラブ、バー、パチンコ業などです。そういった場所で皿洗いや掃除をすることも禁止されています。

• その他

インターネットや SNS (Wechat, LINE, Instagram, Facebook 等) を利用して商品の代理購入または売買し、他人の名義を偽って郵便物を受け取るなど、これらのアルバイトも入管法違反になりますので、絶対に行わないでください。

6-4 留学生（中長期在留者）による届出

入管法より、「留学」の在留資格（3か月の在留期間を持つ者は除く）をもって日本に在留している中長期在留者は、下記のような事項が生じた場合、留学生自身に届出義務があり、事実が発生してから14日以内に各機関に届出なくてはなりません。

なお、履行されない場合、刑事罰や在留資格取消し対象になるなど、本人に不利な取り扱いがなされるので、十分に注意してください。

事由	届出事項	機関
中長期在留者になった時 引越し等	住居地の届出	住居地の 市区役所
氏名、性別、国籍等変更 在留カードが紛失、盗難など	新在留カード再交付申請	入管
活動機関（所属学校、勤務先）名称や 所在地変更	「離脱(様式1-2)」、「移籍(様式1-3)」、 「離脱・移籍(様式1-6)」、 【※離脱：卒業、退学、除籍など 移籍：入学】	入管

※新たな機関への移籍に当たり、在留資格変更許可申請し、許可された場合は、離脱等に係る届出は不要です。

（例1）就職が決まり、卒業前に就労ビザへ変更許可された場合の「離脱」→不要。

（例2）婚姻し、「家族滞在」ビザへ変更許可された場合の離脱（卒業、退学等）→不要

■届出様式（届出申請書）

下記のURLにアクセスしてダウンロード可能。（学生課でも入手可）

QRコード→

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html



■届出方法（持参又は郵送）

【持参の場合】中長期在留者の居住地を管轄する入国管理官署

福岡入国管理局 〒810-0073

福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号

福岡第1法務総合庁舎(入国在留審査部門：☎092-831-4139)

【郵送の場合】東京入国管理局在留管理情報部門へ直接送付（在留カードの写しも同封）

郵送先 〒160-0004

東京都新宿区四谷1丁目6番1号 四谷タワー14階

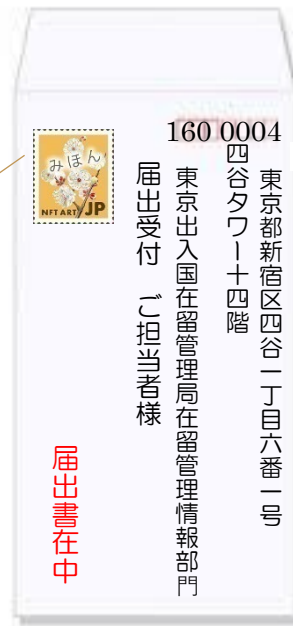
東京出入国在留管理局 在留管理情報部門 届出受付担当

※在留カードの写しを同封し、封筒の表面に「届出書在中」と朱書きしてください。

※封筒記入例

【※注意】

84 円の切手を貼り
付けて下さい。



■罰則など

- *新たに中長期在留者となった者が上陸許可の証印または許可を受けた日から90日以内に正当な理由なく住居地の届出をしない場合、在留取消しの対象となります。
- *（新）住居地を届け出なかった場合や、住居地以外の記載事項変更届出をしなかった場合、20万円以下の罰金が課せられることがあります。
- *虚偽の届出をした場合や、紛失等による再交付申請をしなかった場合、1年以下の懲役または20万円以下の罰金が課せられることがあります。

【注意】届出義務履行状況は学業状況と同様、在留資格変更、期間更新許可申請時の審査対象となるので、事由事項変更の事実が生じた場合、直ちに届出を行うよう心掛けてください。

7 交通安全について（自転車の交通ルール・マナー）

7-1 自転車

正しいルールを知り、安全に自転車に乗りましょう。

- 原則として車道の左側を走る。
- 夜間はライトを点灯する。
- 信号を守る、交差点での一時停止と安全確認。
- 自転車損害賠償保険の加入 ※令和2年10月1日から加入が義務化されています！（福岡県）
- 防犯登録をする。
- 2023年4月1日から、自転車に乗る時はヘルメット着用が努力義務となる！
- 傘や携帯電話、イヤホンを使用しながらの運転。
- 飲酒運転（刑事処分の対象）。
- 2人乗り、2人以上並んでの運転。

【注 意】

※自転車を止めるときは駐輪場などの決められたところに置き、必ず鍵をかける。

※駅周辺や通りなどに放置されている自転車は、まだ使えるようであっても拾って乗ってはいけません。

※大音量で音楽などを聴きながらの運転

以上のルールを守らないと、交通ルール違反による罰則が科せられる場合があります。

【重要】令和8年4月1日から 交通反則通告制度（青切符）が導入！ 要注意！！（詳細は次頁参考）

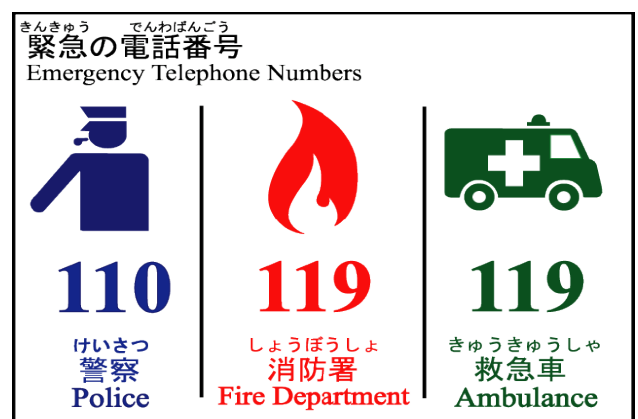
7-2 バイク・自動車

バイク・自動車に乗る際は、免許証の取得が必要です。駐車違反など日本の道路交通法に遵守し、ルール違反しないように注意してください。

7-3 身の安全、危機発生時にあたって

- 交通事故、火災事故等にあった場合
まず、警察・消防署・病院などへの連絡。
身の守りと救命は第一と認識し行動しましょう。
- 犯罪、法律違反
日本国の法律を遵守し、犯罪・事件などに巻き込まないように注意しましょう。
被害にあった時はまず、警察へ連絡。
- 自然災害（地震、台風、水害など）

平常時は、携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水と保存食の常備と避難場所などの確認等、日頃の備えと早めの避難を心がけましょう。





自転車の一定の交通違反に

いわゆる「青切符」が導入

自転車を利用する皆さん

令和 8 年 4 月 1 日から

対象年齢 16 歳 以上

自転車の交通事故を防ぐため、交通事故につながる危険な運転行為などの悪質・危険な交通違反に**交通反則通告制度（青切符）**が導入され、検挙後の手続が変わります。

なお、**酒気帯び運転等**の重大な違反については、従来どおり、刑事処分の対象となります。

対象
車両
自転車

対象となる行為 **113 種類**

<input type="checkbox"/> 通行区分違反 (右側通行) 	<input type="checkbox"/> 通行区分違反 (歩道通行) 	<input type="checkbox"/> 遮断踏切立入り
<input type="checkbox"/> 並進 	<input type="checkbox"/> 通行禁止違反 (進入禁止) 	<input type="checkbox"/> 通行禁止違反 (一方通行)
<input type="checkbox"/> 信号無視 	<input type="checkbox"/> 携帯電話使用等 (保持) 	<input type="checkbox"/> 指定場所一時不停止
<input type="checkbox"/> 公安委員会遵守事項違反 (傘さし運転) 	<input type="checkbox"/> 公安委員会遵守事項違反 (周りの音が聞こえない) 	<input type="checkbox"/> 交差点右左折方法違反

反則金額は原付バイクと同等
(最高額 12,000 円)

▶▶ 詳しくは、福岡県警察のホームページで掲載している「自転車の青切符導入」をご参照ください。
また、自転車の交通ルールが学べる「自転車の学校」も掲載していますのでぜひご確認ください。



自転車は車両の仲間です

福岡県警察

※「交通反則通告制度」のこと。

大切な命を守るために！

自転車の一定の交通違反に



青切符が導入されます！

令和8年4月1日から、自転車事故防止のため「交通反則通告制度(青切符)」が導入されます。いま一度、交通ルールを確認して安全運転を心がけましょう。

対象者

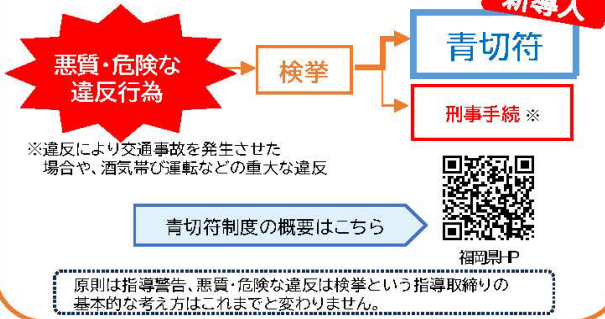


運転免許の有無に関わらず






16歳以上の自転車に乗るすべての人

以下の場合に「青切符」が交付され、反則金を納付することになります

- ・警察官の指導警告に従わずに違反行為を継続した場合
- ・違反により、交通の危険を生じさせた場合



青切符の対象となる違反行為の例

<p>携帯電話使用等</p>  <p>反則金 12,000円</p>	<p>イヤホン着用</p>  <p>反則金 5,000円</p>	<p>並進</p>  <p>反則金 3,000円</p>
<p>指定場所一時不停止</p>  <p>反則金 5,000円</p>	<p>右側通行</p>  <p>反則金 6,000円</p>	

Q1. なぜ青切符が導入されるの？



A1. 自転車事故を防ぐためです。近年、自転車と歩行者の事故が増加傾向にあることなどから、指導取締りが強化され、自転車の交通違反の検挙件数が増えています。青切符の導入により、検挙後の手続きがスムーズになるとともに、前科がつくことをなくしつつ実効性のある責任追及が可能となります。

Q2. 青切符の導入でなにが変わるの？

A2. 違反により検挙された後の手続きが変わります。これまでは刑事手続に移行していましたが、青切符による反則金を納めると、手続きは終了となります。

Q3. 反則金の納付以外に処分はあるの？運転免許の違反点数は加算されるの？



A3. 違反を繰り返すと、自転車運転者講習の受講を命令されることがあります。運転免許の違反点数は加算されません。ただし、重大な事故や違反をすると免許停止の処分を受けることがあります。

青切符制度は、大切な命を守るための制度です。自転車事故防止のため、正しい交通ルールを学んで安全に利用してください。

交通ルールを学べるサイトはこちら



福岡県P



交通事故をなくす福岡県県民運動本部
(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか)



8 卒業時について

『留学』の在留資格は、在学期間中のみ有効です。卒業/修了・終了（科目等履修生等非正規生と退学・除籍者も含む）したあとは、在留資格『留学』の在留期間が残っていても、原則的に帰国することになります。帰国が決まりましたら、学生課に帰国日と航空券を提出してください。なお、引き続き日本に滞在する場合は、就職等進路に合わせた在留資格の変更申請を行って下さい。また、卒業/修了・終了（科目等履修生等非正規生と退学・除籍者も含む）者全員が卒業/修了・終了の前に「卒業後の進路調査票」を提出する義務があります。大学を離れる前に必ず提出してください。

8-1 卒業前にしておくこと

◇アパートや寮からの退去

- 解約・退去の手続き
- 電気・ガス・水道の停止手続き（外部アパートを借りる学生のみ）
- 荷物をまとめ部屋をきれいに掃除し、鍵の返却（ゴミ・粗大ごみの処理）

◇転出の届出（住所の市・区役所へ）

（参考）[福岡市 転出届（市外・区外・国外へ移る（移った）時）（fukuoka.lg.jp）](http://fukuoka.lg.jp)

QR コード→



◇国民健康保険の解約・精算（保険証を持参）

【※手続きの際に学生証、在留カード、保険証を持参し、住居地の市・区役所にて手続きを済ませてください。（離れる前の2週間以内）】

◇銀行口座・携帯電話、インターネット、クレジットカード等の解約

帰国の方は、帰国前に必ず解約してください。引き続き日本に在留の方は、住所など変更の手続きを行ってください。

◇その他

- 図書の本返却（大学の図書館等）
- 各種証明書（卒業証明書、成績証明書等）の発行が必要な場合は早めに申出る
（教務課 or 大学院事務室 or 短大事務室）
- 学生課及び国際連携室の担当者に離れる日（帰国予定等）を連絡する。
- 必要がある場合、「卒業証書」等を駐日領事に認証してもらってください。

8-2 卒業後の在留関係の手続き

◇帰国する場合

- 帰国前に、入国管理局へ活動期間に関する届出「離脱（様式1の2）」を届出してください。
（郵送 or 持参）
- 在留カードの返却（帰国時に空港で出国審査官へ返却）
- 学生課へ航空券（チケット）の提出

◇日本で進学する場合

- 現在所有している「留学」在留資格の期限が到来の3ヶ月前から所属大学の担当部署にて更新申請の手続きをしてください。
- 所属大学が変更した場合（例：学部卒業A大学 → B大学の大学院へ進学）
卒業後に、入国管理局へ活動期間に関する届出「離脱・移籍（様式1の6）」を届出してください。（郵送 or 持参）
（※A大学からA大学の大学院へ進学の場合、届出は不要。）

◇日本で就職する場合

- 在留資格「留学」から、就労可能な在留資格「技術・人文知識・国際業務」、「特定活動」等に変更申請しなくてはなりません。詳しくは、法務省入国管理局のホームページ或いは所属する機関（会社）に確認をしてください。
- 卒業後に、入国管理局へ活動期間に関する届出「離脱（様式1の2）」を届出してください。
（郵送 or 持参）
※卒業前に就労の在留資格へ変更許可された場合、届出は不要。

◇卒業後も日本で就職活動を続ける場合

- 在学中から就職活動を行っていて卒業後も就職活動を継続して行う場合、在留資格「留学」から「特定活動」へ変更する必要があります。申請には、所属大学の推薦状が必要です。詳しくは法務省入国管理局のホームページまたは学生課に確認してください。下記の必要書類を揃えて、福岡入国管理局で手続きを行ってください。

◇必要書類	
①在留資格変更許可申請書（全3頁） ※申請書は法務省HP or 学生課から入手可	⑥継続的に就職活動を行っている証明書類
②写真1枚（3cm×4cm） ※直近3ヵ月以内のもの	⑦ビザ変更理由書（本人が準備） ※在籍中に就職活動を行っていない場合のみ提出必要
③パスポート（入国管理局で提示）	⑧推薦状（学生課より発行）
④在留カード（入国管理局で提示）	⑨手数料 窓口6000円（収入印紙）
⑤卒業証明書	※受取時に必要

※ ↑ ↑ 推薦状を発行する条件

本学就職課に進路カードを提出し、就職課が主催の学内合同説明会や就職支援講座等に出席していることが条件です。その出席記録も提出書類の一つになります。

なお、在留手続きに関して不明な点がありましたら学生課までお問い合わせください。

◇卒業後に、日本企業の内定を取得し入社待機する場合

□現在所持の在留資格「留学」から「特定活動」へ変更する必要があります。詳しくは、法務省入国管理局のホームページ或いは所属する機関（会社）に確認をしてください。

□卒業後に、入国管理局へ活動機関に関する届出「離脱（様式1の2）」を届出してください。（郵送 or 持参）

※届出方法等は、P23「6-4 留学生（中長期在留者）による届出」を参照してください。

（参考）法務省 https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

[所属（活動）機関に関する届出（教授、高度専門職1号ハ、高度専門職2号（ハ）、経営・管理、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、技能実習、留学、研修）](#) | [出入国在留管理庁（moj.go.jp）](#)

QRコード→



9 留学生行事年間スケジュール

2026年度 留学生年間行事一覧表

時期	区分	行事名	内容・主旨
4月	自己啓発	留学生オリエンテーション	2026年度の授業料減免申請方法や奨学金、その他留学生活についての諸注意等の説明。
4月or5月	学生交流 【寮生と共同(予定)】	新入留学生歓迎会（春季）	新入生を歓迎する意味で、学生たちが主体として実施するものです。留学生同士でのネットワーク構築を強化する一方、日本人学生と交流の場を通して、互いに国際理解を深めるとともに友好関係を築くための意味もあります。
5月	自己啓発	就職セミナー（第1回）	福岡県留学生サポートセンターの出前講座より、ベテラン講師を招いて就職活動に関する知識を学びます。
8月or9月	社会見学・研修 学生交流	企業の見学・研修旅行等兼ね 新入留学生歓迎会（秋季）	社会見学や体験活動を通じて、日本の文化や地域社会について理解を深め、日本での生活や学習への適応を支援します。また、異なる文化背景を持つ学生同士が協力しながら活動することで、国際感覚と多文化共生の意識を育てます。
10月	【サークル・寮生と共同(予定)】		
11月	学内行事	立花祭（学園祭）	留学生が屋台を出店します。
翌年2月	自己啓発	就職セミナー（第2回）	福岡県留学生サポートセンターの出前講座より、ベテラン講師を招いて就職活動に関する知識を学びます。
未定	日本文化体験 異文化理解促進 （※必要時に年1回程度）	茶道や陶芸など	学生の希望によって、日本文化に触れ合い、体験させてもらうものです。異文化理解の促進に繋がります。

※一覧表以外の行事、イベントを実施する場合、改めてmyFITで周知いたします。

10 就職関係について

卒業後、日本で就職を希望する留学生は少なくないと考えられます。日本での就職を希望する留学生に、本学の就職課では就職ガイダンスや講座、学内合同企業説明会など就職活動から内定まで就職支援を行っています。就職活動をスタートする3年生はもちろん、低学年の1、2年生から早期の教育に取り組んでいます。就職課の年間行事予定表を確認したうえ、対象者は是非スケジュールの通りに参加してください。

詳細については、就職課（E棟2F TEL：092-606-0672）へお問い合わせください。

□留学生就職支援事業「就職セミナー」の開催（学生課）

日本独特の就職に関する特徴やノウハウを知ってもらう為に、学生課では福岡県留学生サポートセンターの就活専門講師を招いて年2回程度留学生のための就職セミナーを開催します。実施の内容は以下の通りです。

実施時期（予定）	テーマ	場所・時間
5月20日（水）	日本の就職活動とは	未定
翌年2月上旬	応募先の企業を見つけよう	未定

※いずれも決まり次第、myFITで周知します。

知識習得に加えて、日本での就業機会を得られるよう外部の協力団体との連携を通じて、就職活動をする留学生に対し、企業紹介、就活の仕方（エントリーシートの書き方、面接練習）、就労ビザに関する助言を行う予定です。可能であれば、日本企業への理解を深めるために企業見学や企業と留学生の意見交換会の企画も実施したいと考えています。

詳細については、学生課（E棟2F TEL：092-606-0654）へお問い合わせください。

◇2026年度 就職課年間スケジュール（福岡工業大学 就職支援プログラム）

就職部 就職課

日程	時間	会場	種類	タイトル	内容
2026年 4月 8日 水	14:40~16:00 16:20~17:40	FITホール3階	ガイダンス	就職ガイダンス (工学部・大学院)	本学の就職実績、就職支援内容、就職課活用方法について紹介。また、近年の就職採用動向について紹介するとともに、本学の就職支援プログラム・スケジュールについて説明します。 就活ナビサイトの活用方法についても合わせて紹介します。
4月 15日 水				就職ガイダンス (情報工学部・社会環境学部)	
4月 22日 水	14:40~16:00 16:20~17:40	FITホール3階	対策講座	業界・企業の見つけ方と 職種理解講座	「業界・企業の探し方（就活で大切なポイント）」の手順・対策や、職種理解に向けて詳しく解説します。
5月 13日 水	14:40~16:00 16:20~17:40	FITホール3階	ガイダンス	インターンシップフェア 事前ガイダンス	インターンシップの動向や、6/6（土）、6/7（日）開催の「インターンシップフェア」の概要についてお伝えします。
5月 17日 日	10:30~12:30	FITホール3階	ガイダンス	父母等就職ガイダンス	父母等の方を対象に、就職を取り巻く環境変化とサポートのあり方、本学の就職実績や今後の就職支援についてお伝えします。
5月 27日 水	14:40~16:00 16:20~17:40	FITホール3階	対策講座	企業の「人事担当者」が語る！ 選考対策講座	企業の「人事担当者」が登場！選考において「プロ」が何を見ているか、リアルな声をお届けします。
6月 6日 土 7日 日	13:00~16:35	FITアリーナ	企業説明会	インターンシップフェア	優良企業120社が参加。就職活動のスタートとも言われる、夏季インターンシップ参加に向けて、企業の貴重な情報を入手しましょう。
6月10日~ 6月23日	学科毎に時間・場所指定		受検会	マイナビ 就活筆記試験対策 ~全国一斉WEB模擬テスト受検会~	言語・非言語・一般常識・時事問題の4分野を受検します。本番を想定しPC教室で実施します。
6月 24日 水	14:40~15:50 16:20~17:30	FITホール3階	対策講座	福工大の経験を活かした ガクチカ・強みの言語化講座	ガクチカ作成に特化した生成AIを活用して各学科や大学院での経験を言語化し、自身の強み発見に繋げていく講座です。
7月 15日 水	18:00~19:00 ライブ配信		解説講座	福工大生オリジナル！全国一斉WEB模擬 テスト オンライン解説講座	6月の受検会の結果をもとに正答率の低い非言語問題を解説します。
7月 1日 水	16:20~17:50	FITホール 2階	実践講座	トップアップ講座（前期）	上場・大手企業への就職を目指す学生のための特別支援講座 60名限定 ★参加条件★ ・全5回（7/1. 7/8. 7/22. 10/28. 11/11）全て参加できる方
7月 8日 水		E棟2階会議室			
7月 22日 水		E棟2階会議室			
9月24日~ 10月2日	学科毎に時間・場所指定		ガイダンス	学科別就職ガイダンス	就職活動本番に向けて必ず知っておきたい事項、就職環境や就活のポイントを就職課学科担当者から直接お伝えします。
10月1日~ 12月24日	学科毎に時間・場所指定		面談	全員面談	学生一人一人の進路希望を確認し、今後の就職活動の進め方について一緒に考えていきます。
10月 17日 土 10月 18日 日	13:00~16:35	FITアリーナ	企業説明会	業界研究フェア	上場・大手中心に優良企業が参加。就職課が推奨する企業や、福工大生を是非採用したい企業が集結します。
10月 28日 水 11月 11日 水	16:20~17:50	FITホール2階	実践講座	トップアップ講座（後期）	上場・大手企業への就職を目指す学生のための特別支援講座 60名限定 ★参加条件★ ・全5回（7/1. 7/8. 7/22. 10/28. 11/11）全て参加できる方
12月 5日 土 12月 6日 日	13:00~16:35	FITアリーナ	企業説明会	業界研究フェア	上場・大手中心に優良企業が参加。就職課が推奨する企業や、福工大生を是非採用したい企業が集結します。
12月9日~ 12月15日	学科毎に時間・場所指定		受検会	マイナビ 就活筆記試験対策 ~全国一斉WEB模擬テスト受検会~	言語・非言語・一般常識・時事問題の4分野を受検します。本番を想定しPC教室で実施します。
2027年 1月 20日 水	18:00~19:00 ライブ配信		解説講座	福工大生オリジナル！全国一斉WEB模擬 テスト オンライン解説講座	12月の受検会の結果をもとに正答率の低い非言語問題を解説します。
2月 (日程未定)	13:00~16:35	FITアリーナ	企業説明会	学内合同企業セミナー	開催日時は決定次第ご連絡します。
6月 (日程未定)	9:30~ 13:30~	FITホール2階	企業説明会	学内合同企業説明会	開催日時は決定次第ご連絡します。
9月 (日程未定)	9:30~ 13:30~	FITホール2階	企業説明会	学内合同企業説明会	開催日時は決定次第ご連絡します。

※1・2年生の参加希望者は、事前に就職課に相談ください

1 1 日本語教育・日本語能力試験（JLPT）

こくさいれんけいしつ 国際連携室では、りゅうがくせい 留学生 たい に対する にほんごきょういく 日本語教育 を おこな 行 っています

1. 日本語能力試験（JLPT）

しけん び だい 1 かい 2026年 7月5日（日）
だい 2 かい 2026年 12月6日（日）

○申込方法

（申込前） My-JLPT に 登録



（申込日） 国際連携室 による 代理申込（団体申込） ★ 受験料 7,500円 は 社会連携センターで 払います

（受付期間） 第1回：2026年3月17日（火）～2026年4月6日（月） まで

※最終日 近くになるとインターネットが 繋がりに くなりますから、早めに 申し込み しましょう。

第2回：2026年8月ごろに 連絡 します。

2. 日本語クラス（全て無料）

① 初中級クラス（留学生別科）

N3～N5 レベルの 日本語 を 勉強 します

② 日本語学習分野別強化（全留学生）

読解、語彙、聴解、会話、作文、面接練習 など 自分の 苦手な 分野 を 勉強 します

③ その他質問対応（全留学生）

日本語の 授業 で 分からなかったところなどを 復習 します

日本語 学習 についての 相談 も 受け 付け ます

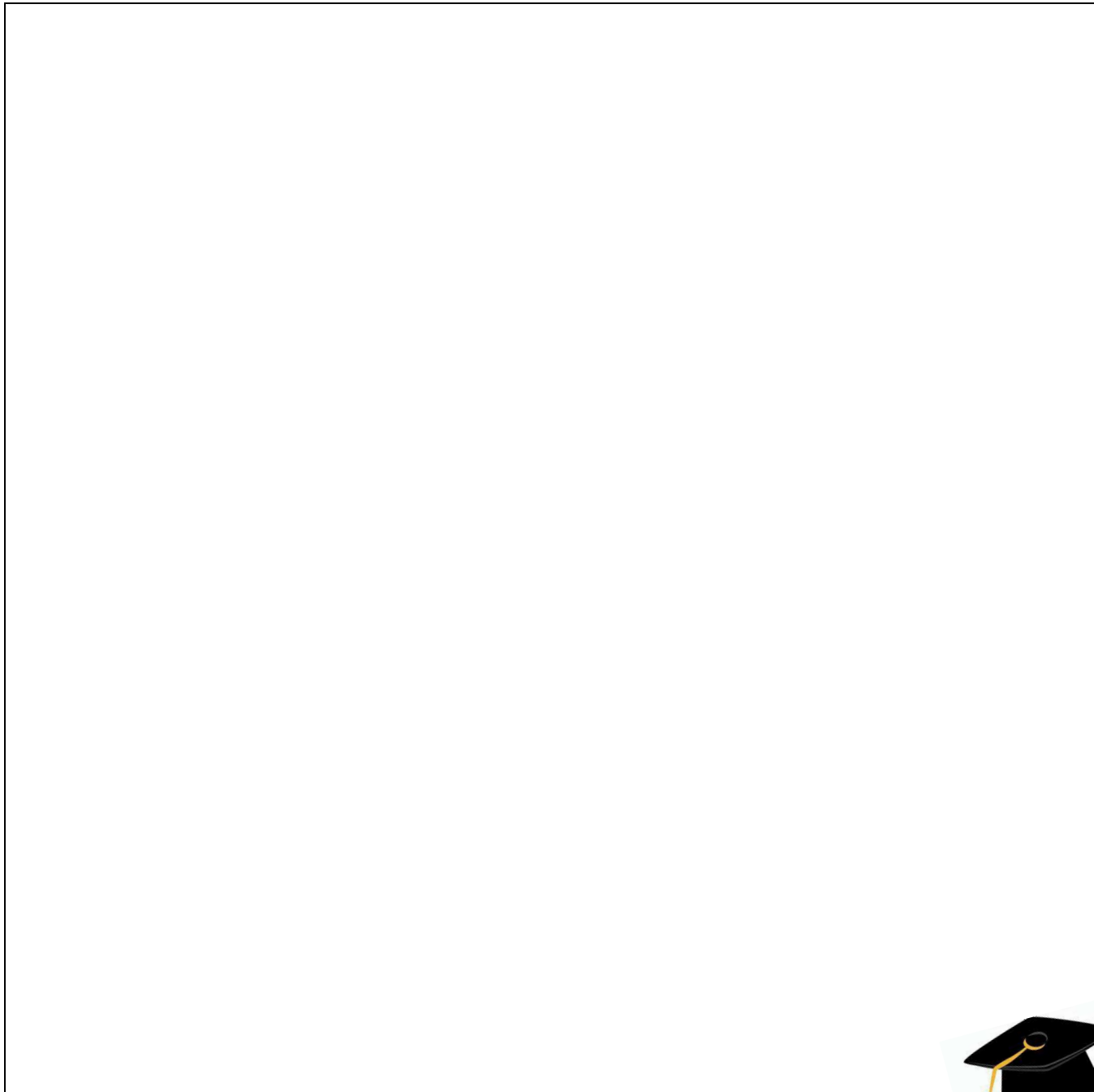
3. 留学生向けのイベント

★11月～12月に 募集案内 メール を 送ります

◆留学生スピーチ大会（1月）

◆留学生文集（2-3月）

わからないことや 困ったことがあれば、国際連携室 を たずね てください。



×毛

学籍番号：
氏 名：